

国空機第 45 号

令和 8 年 4 月 17 日

(宛先)

国土交通省 航空局安全部
航空機安全課長

羽田空港衝突事故に関する情報提供を受けた対応について（要請）

2024 年 1 月 2 日に東京国際空港で発生した、日本航空株式会社が運航するエアバス式 A350-941 型機（登録記号 JA13XJ）が関与した航空事故について、国際民間航空条約の第 13 附属書に基づく事故調査を行っている運輸安全委員会から航空局に対し、情報提供がありました。これまでの事故調査の経過報告とあわせ、以下の内容が示されています。

- ・ 事故発生時、当該機の機内インターホン等のアナウンスシステムは作動しない状態であったため、客室乗務員の中には拡声器を使用した者もあった。しかし、同拡声器の効果が感じられず使用を中止した者がいた。
- ・ 運輸安全委員会及びエアバス社は、被害軽減に関する分析の一環として、装備されていたものと同型式の拡声器[※]の機内使用に係る検証を行った。その結果、同型式の拡声器による乗組員の指示の伝達範囲が不十分であることが判明した。

※：ACR Electronics 社製 ACR/EM-1A、出力 2W。

拡声器は、周囲の乗客に非常脱出を呼びかけること等が主な用途であり、機内インターホン等のアナウンスシステムが不作動となった場合における乗務員間の意思疎通を確保する観点からの国際基準等は定められておりませんが、アナウンスシステムの不作動等に備え、より高出力の拡声器の装備に努めること等は有効と考えられます。各航空機製造者におかれては、運輸安全委員会からの情報提供等を踏まえ、同様の緊急事態における乗務員の指示の伝達範囲の拡大に寄与する観点から、航空機購入時や既存機の改修時に選択可能な拡声器のオプションを変更するなど、より高出力な拡声器を装備可能とするための措置を検討するよう要請いたします。

航空局では、今後とも、航空機製造者と連携して安全性の向上を図るための対応を推進したいと考えており、各航空機製造者におかれては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上

注：上記は、特定本邦航空運送事業者等が保有する機体の型式証明保有者宛てに発出した英文書簡について、日本語による仮訳を記載したものである。正式な内容は当該英文書簡によるものとし、英文書簡の全文は省略する。